

令和 2 年 5 月 18 日

議 事 録

下 郷 町 農 業 委 員 会

下郷町農業委員会 令和２年５月定例総会議事録

招 集年月日	令和２年５月１８日									
開催年月日	令和２年５月１８日									
召集の場所	下郷町役場正庁									
本日の会議	開会	令和２年５月１８日 午後１時３０分				議長	渡 部 功			
	閉会	令和２年５月１８日 午後１時５９分				議長	渡 部 功			
応 招 委 員	1 番	湯	田	吉	春	2 番	星	正 喜		
	3 番	小	山	常	喜	4 番	玉	川	勝	久
	5 番	大	竹	貫	一	6 番	佐	藤	行	正
	7 番	星			希	8 番	渡	部	友	之
	9 番	渡	部	博	行	1 0 番	佐	藤	輝	男
	1 1 番	渡	部		功					
不応招委員	なし									
出 席 委 員	1 番	湯	田	吉	春	2 番	星	正 喜		
	4 番	玉	川	勝	久	5 番	大	竹	貫	一
	6 番	佐	藤	行	正	7 番	星	希		
	9 番	渡	部	博	行	1 0 番	佐	藤	輝	男
	1 1 番	渡	部		功					
欠 席 委 員	3 番	小	山	常	喜	8 番	佐	藤	友	之
議事録署名委員	4 番	玉	川	勝	久	5 番	大	竹	貫	一
農業委員会等に関する法律第32条の規定により報告等のため出席した者の職氏名	農地利用最適化推進委員 星 陽 一 郎									
本会議に職務のため出席した者の職指名	事務局長 大 竹 浩 二					会計年度任用事務補助員 佐 藤 兼 也				
議 事 日 程	別紙のとおり									
会議に付した事件名	別紙のとおり									
会 議 の 経 過	別紙のとおり									

令和 2 年 5 月定例総会議事日程

期 日：令和 2 年 5 月 1 8 日（月）午後 1 時 3 0 分開会

開 会

開 議

会務報告

日程第 1 議事録署名委員の指名
4 番 玉 川 勝 久
5 番 大 竹 貫 一

日程第 2 議案第 9 号 農用地利用集積計画の決定について

日程第 3 議案第 1 0 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

日程第 4 議案第 1 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

散 会

閉 会

(会議の経過)

○議長（渡部 功会長） 開会に先立ち、ご連絡いたします。

本定例総会終了後に協議検討会を開催させていただきます。

案件につきましては、お手元に配布したとおりでございますのでご協力いただきますようお願いいたします。

なお、町では5月13日よりクールビズが実施されておりますことから、本日の会議はノーネクタイで結構でございます。また、室内の気温が上昇しておりますので脱衣を許可いたします。

お知らせいたします。3番、小山常喜委員、8番、渡部友之委員より欠席する旨の届出がありました。

また、本日提出いたしました議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について及び議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請についてにおきまして、その現地調査報告を行っていただくため、最適化推進委員の星 陽一郎委員に出席いただいておりますのでご報告をいたします。

只今の出席委員は9名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから下郷町農業委員会、令和2年5月定例総会を開会いたします。

これから会議を開きます。（午後1時30分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局から会務の報告を行います。

○局長（大竹浩二事務局長） 議長。

○議長（渡部 功会長） 局長。

○局長（大竹浩二事務局長） （会務の報告）

○議長（渡部 功会長） これで会務の報告を終わります。

日程第1 議事録署名委員の指名

○議長（渡部 功会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第8条の規定により、4番、玉川勝久委員、5番、大竹貫一委員を指名いたします。なお、両名には、本定例総会における議事録についての署名をお願いいたします。

日程第 2 議案第 9 号 農用地利用集積計画の決定について

○議長（渡部 功会長） 日程第 2、議案第 9 号 農用地利用集積計画決定についての件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明を求めます。

○局長（大竹浩二事務局長） 議長。

○議長（渡部 功会長） 局長。

○局長（大竹浩二事務局長） （議案の朗読）

○局長（大竹浩二事務局長） 議案の内容につきましては、議案書の事前の配布により省略させていただきますが、訂正のあった部分のみ説明いたします。

ページ 4、農地利用集積計画概要書、3 の（1）利用権設定面積等、今回の利用権設定は、貸し手が 16 人、借り手が 1 人でございます。

また、（2）の農地中間管理機構貸付分、こちらは貸し手が 1 人、借り手が 1 人でございます。訂正版の方、配布した資料に赤字が間違いの部分で青字が正しい数値となっておりますので、よろしくお願いいたします。

その他、面積、所有者等については事前配布のとおりでございます。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件である農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合すること、利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。対象農地の関係権利者全ての同意が得られていること、の各要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

○議長（渡部 功会長） 続きまして、議案第 9 号についての質疑に入ります。

事務局の説明に質疑、意見等ございませんか。発言のある方は挙手願います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（渡部 功会長） 質疑がないものと認め、これで質疑を終わります。

これから、議案第 9 号 農用地利用集積計画の決定についての件を採決い

たします。

お諮りします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

- 議長(渡部 功会長) 全員賛成でございますので、議案第9号 農用地利用集積計画の決定についての件は、原案を適正とすることで決定されました。よって、町に対しましてその旨を答申することといたします。

日程第3 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について

- 議長(渡部 功会長) 次に日程第3、議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請についての件を議題といたします。

事務局に議案の朗読と説明を求めます。

- 局長(大竹浩二事務局長) 議長。
○議長(渡部 功会長) 局長。
○局長(大竹浩二事務局長) (議案の朗読)
○局長(大竹浩二事務局長) ページ9をお開きください。

譲受人は、[REDACTED] [REDACTED]、譲渡人は、[REDACTED]の[REDACTED]です。

申請地は、[REDACTED]及び[REDACTED]の畑、11,937 m²の内、9,543.10 m²について、砂利採取を伴う一時転用で賃借権設定をするものでございます。

- 議長(渡部 功会長) 続きまして、担当委員より調査結果の説明を求めます。

落合担当推進委員の星 陽一郎委員にお願いします。

- 推進委員(星 陽一郎委員) 落合地区担当推進委員の星 陽一郎です。

5月13日、水曜日、譲受人の[REDACTED]の[REDACTED]の立会いのもと星 正喜農業委員、そして事務局と私で調査したところ、事務局の説明どおり相違ございませんでした。

この農地については、以前にりんご畑でありましたが耕作放棄地となりました。その後、耕作放棄地解消事業を活用し、雑木等の除去などを行うなどして牧草地に改良がなされました。しかしながら、下層が砂利層であることから耕作に適さず、継続されずに耕作放棄地に戻っていたところであります。

この土地は平坦性が保たれていることから、砂利採取後の客土により農地に適した土壌に改良され優良な農地となる計画になっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡部 功会長） はい。ありがとうございました。これで調査結果の説明を終わります。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を求めます。

○局長（大竹浩二事務局長） 議長。

○議長（渡部 功会長） 局長。

○局長（大竹浩二事務局長） 議案第 10 号における検討事項についての説明をいたします。

まず、先ほど委員からご報告がありましたとおり、農振農用地の区域内にある農地であります。

本件は、農地法施行規則第 35 条第 2 号の土砂、その他の資源の採取に該当すると考えます。よって、農地の区分と転用目的は適当であると考えます。

続きまして、資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金全額で完成させるとのことで、金融機関の残高証明書も添付されておりますので問題はないと考えます。

転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

遅滞なく供することの確実性は、工程表により工事期間は妥当であり確実と思われます。

申請に係る事業の施工に関して、行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みについては、農振の同意も得ており、砂利採取の計画許可申請、土壤汚染対策法、景観法にかかる届出も提出されております。

申請に係る農地と一体として、申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は許可しないこととなっておりますが、今回施工する土地は一部原野が含まれており、該当しないと考えます。

計画面積の妥当性、期間内に完了できる面積であると思われます。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無については、雨水は自然地下浸透、汚水は発生いたしません。

一時転用である場合にはその妥当性につきましては、優良農地に改良するものであり適当であるものと思われます。

また、この農地は平成 23 年度に耕作放棄地解消事業における再生事業の補助を受けて農地再生が行われておりました。

この事業との関連性につきまして、再生事業完了後 5 年間以上の耕作という条件がありますが、平成 24 年から平成 27 年までの 4 年間の耕作で留まっているとのことでありました。

しかしながら、この度の一時転用終了後において速やかに耕作が行われることが約束されるのであれば、優良農地に改良するという目的の一時転用であるため可能であるとの町側の回答が得られており、申請者側も了承したうえででの申請となっております。

以上でございます。

○議長（渡部 功会長） ただいまの事務局説明、現地調査報告、農地法第 5 条の要件について質疑、ご意見等ございませんか。発言のある方は挙手を願います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（渡部 功会長） 質疑がないものと認め、これで質疑を終わります。

これから、議案第 10 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを採決いたします。

お諮りします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（渡部 功会長） 全員賛成でございますので、議案第 10 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、原案を県知事に進達するものと決定されましたので福島県農業会議へ意見を求め、その意見を付して県知事に進達することといたします。

日程第 4 議案第 11 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

○議長（渡部 功会長） 次に日程第 4、議案第 11 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についての件を議題といたします。

事務局に議案の朗読と説明を求めます。

○局長（大竹浩二事務局長） 議長。

○議長（渡部 功会長） 局長。

○局長（大竹浩二事務局長） （議案の朗読）

○局長（大竹浩二事務局長） ページ 19 をお開きください。

譲受人は、[REDACTED] [REDACTED]、
譲渡人は、[REDACTED] の [REDACTED] です。

申請地は、[REDACTED] 及び [REDACTED] の畑、13,511 m²の内、
4,939 m²について砂利採取に伴う一時転用で賃借権設定をするものであります。

なお、平成 29 年 11 月 1 日付けで許可となりました砂利採取、一時転用の
継続案件となり、当時は [REDACTED] で許可を得ておりますが、[REDACTED]
[REDACTED] が、その事業等を継承していることについて確認できて
おります。

また、現地調査を行う直前に申請者からの申し出があり、当申請地の砂利
採取が既に行われているという無断転用が発覚いたしました。

現場は、既に 7 割から 8 割程度の掘削が行われていた状況であります。

そのため、県南会津農林事務所に報告を行い、町農業委員会としての対応
をどうするのか問い合わせを行いましたところ、その状況、目的を勘案する
と許可をしないわけにもいかないが、とりあえず工事中止をかけること、更
には町農業委員会としては農地転用として妥当かどうかの判断をしてほし
いという指導がございました。

そのため、その旨を会長に報告を行い、同日の現地調査の際に現地調査を
行いました星 正喜農業委員、星 陽一郎推進委員とともに、工事中止と深
く掘削された掘削箇所を柵等で囲い安全対策を図ること、許可済の隣接地と
バリケード等で区切り、工事車両等が立ち入らないよう指示いたしました。

以上でございます。あと、その状況については、本日添付いたしました写
真のとおりでございます。

以上です。

○議長（渡部 功会長） 続きまして、担当委員より調査結果の説明を求めます。

落合担当推進委員の星 陽一郎委員にお願いをいたします。

○推進委員（星 陽一郎委員） 5 月 13 日、水曜日、譲受人の [REDACTED]
[REDACTED] の [REDACTED] の立会いのもと星 正喜農業委員、そして私
と事務局とで調査したところ、事務局説明のどおり相違ございませんでした。
無断転用があったことに対しては、農業委員の星 正喜委員及び事務局よ

り、工事の中止と掘削箇所を柵で囲い工事箇所に立ち入らないよう安全対策するなどの指示を間違いなくしております。

なお、農地転用に関しましてありますが、この農地については表土が薄く、下層が砂利層であるために、農耕地には適さないため砂利採取後の客土が行われることにより平坦性が保たれた土地であることから、優良な農地となる計画となっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡部 功会長） これで調査結果の説明を終わります。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を求めます。

○局長（大竹浩二事務局長） 議長。

○議長（渡部 功会長） 局長。

○局長（大竹浩二事務局長） それでは、議案第 11 号における検討事項について説明いたします。

先ほど委員からご報告がありましたとおり、農振農用地の区域内にある農地であります。

本件は、農地法施行規則第 35 条第 2 号の土砂、その他の資源の採取に該当すると考えます。よって、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。

続きまして、資力及び信用についてですが、現時点で無断転用を犯している状況ではありますが、それに伴う町農業委員会からの指示につきましては、本日、午前中に再度現地確認を行いましたところ、すでに対応が取られている状況であり、また過去に違反転用等を行ったことはないことから、今回は信用をするしかないと考えております。必要な資金については自己資金全額で完成させるとのことで、金融機関の残高証明書も添付されておりますので、問題はないと考えます。

転用の妨げとなる権利を有する者はありません。

遅滞なく供することの確実性は、工程表により工事期間は妥当であり確実と思われます。

申請に係る事業の施工に関して、行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、農振の同意も得ており、砂利採取の計画認可申請、土壌汚染対策法、景観法にかかる届出も提出されております。

申請に係る農地と一体として、申請に係る事業の目的に供する土地を利用

する見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、こちらも該当しないと考えます。

計画面積の妥当性、期間内に完了できる面積であると思われます。

周辺の農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、雨水は自然地下浸透、汚水は発生いたしません。

一時転用である場合にはその妥当性につきましては、優良農地に改良するものであり適当であるものと思われます。

以上です。

○議長（渡部 功会長） ただいまの事務局説明、現地調査報告、農地法第5条の要件について、質疑、意見等ございませんか。発言のある方は挙手願います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（渡部 功会長） 質疑がないものと認め、これで質疑を終わります。

これから、議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請についてを採決いたします。

お諮りします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（渡部 功会長） 全員賛成でございますので、議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案を県知事に進達するものと決定されましたので、福島県農業会議へ意見を求め、その意見を付して県知事に進達することといたします。

以上で、本定例総会の会議に付された案件は全て終了いたしましたので、会議を閉じます。

これをもちまして、令和2年5月定例総会を閉会いたします。

（午後1時59分）

農業委員会等に関する法律第33条の規定により署名する。

令和2年5月18日

下郷町農業委員会 会長

同 署名委員

同 署名委員